

【記入要領】

本様式は、建築士の設計になる居室を有する建築基準法第6条第1項第3号の建築物で、敷地が土砂災害特別警戒区域に含まれるものについて、建築基準法施行令（以下「令」という。）第80条の3に係る対策状況等を報告していただくものです。記載にあたっては、以下の記入要領を参照してください。

(1) 「1 土砂災害特別警戒区域の土砂災害の種類」 関係

指定されている土砂災害特別警戒区域の土砂災害の種類について、該当するものにチェックしてください。

(2) 「2 土砂災害特別警戒区域の復元方法」 関係

土砂災害特別警戒区域線の配置図等への復元方法で該当するものにチェックをしてください。

「区域図」は特別警戒区域の指定にあたり、広島県知事が告示した図面を指します。
（「土砂災害ポータルひろしま」(<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>) で確認できます。）

「基礎調査調書」は、申請敷地の存在する市町を管轄する県建設事務所で写しの交付を受けることができます。

(3) 「3 土砂災害特別警戒区域に建築物が含まれるか」 関係

2で復元した土砂災害特別警戒区域内に建築物が含まれているかいないかについて、該当する方にチェックをしてください。「含まれていない」の場合は、4以降の記入は不要です。

「含まれない」とする場合は、2の土砂災害特別警戒区域線の復元方法を考慮し、特別警戒区域線と建築物の距離を適切に確保してください。

(4) 「4 土砂災害対策の方法」

令第80条の3による土砂災害対策の方法について、該当するものにチェックをし、「その他」の場合は具体的内容を記入してください。

(5) 「5 建築物に作用する土石等の力」 関係

令第80条の3による土砂災害対策に採用する土石等の力の大きさ及び高さを記入してください。当該力については、2と同様に「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。

なお、急傾斜地の崩壊の場合は、「移動する土石等」、「堆積する土石等」の2つの力が作用する場合がありますので、注意してください。土石流は「移動する土石等」、地滑りは「堆積する土石等」の各力のみが作用します。

(6) 「6 5の土砂災害対策の各部材の寸法、鉄筋量等の決定方法」 関係

土砂災害対策を行う各部材の寸法、鉄筋量の決定方法について、該当するものにチェックをしてください。土石等の力の大きさや高さが平成13年国土交通省告示第383号の第2（急傾斜地の崩壊）、第3（土石流）、第4（地滑り）に各々定める値以下の場合は、仕様規定による設計が可能です。

（参考：仕様規定が適用できない土石等の力の大きさ及び高さ）

《急傾斜地の崩壊》

- ① 土石等の移動による最大の力の大きさが 100kN/m^2 を超える場合
- ② 土石等の移動の力による最大の力の大きさが 50kN/m^2 をこえ、かつ、その土石の高さが 1.0m を超える場合（※広島県では該当なし）
- ③ 移動する土石等の高さが 2.0m を超える場合（※広島県では該当なし）
- ④ 堆積する土石等の高さが 5.0m を超える場合

《土石流》

- ① 土石流による最大の力の大きさが 100kN/m^2 を超える場合
- ② 土石流による最大の力の大きさが 50kN/m^2 を超え、かつ、その高さが 1.0m を超える場合
- ③ 土石流の高さが 2.0m を超える場合

《地滑り》

- ① 地滑りに伴って生じた土石等の高さが 1.1m を超える場合

(7) その他

令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書又は本様式を建築確認申請に添付した場合は、完了検査申請及び中間検査申請に本様式を改めて添付する必要はありません。

なお、本様式を建築確認申請に添付する場合は、工事監理者の記名及び「なお、この設計内容のとおり、工事監理者として適正に工事監理を行っています。」の文言は不要ですので消してください。